

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人SOMPO美術財団(以下、「当財団」という。)定款第17条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 常勤理事には、その職務執行の対価として、別表1の支給基準に基づき定例役員報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者には、その任期に応じ、第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 3 非常勤役員及び評議員には定例役員報酬は支給しない。ただし、別表2の支払基準に基づき謝金を支払うことができる。

(定例役員報酬の額決定)

**第4条** 常勤理事の定例役員報酬月額は、別表1の支給基準に基づき、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

(退職慰労金)

**第5条** 退職慰労金は、別表1の支給基準に基づき算定した額とする。

- 2 在職年数は1年単位とし、5年を上限とする。1年に満たない端数がある場合は、7ヶ月未満は0.5年、7ヶ月以上は1年として加算するものとする。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 定例役員報酬は、毎月20日に、退職慰労金は退任日の翌月20日に、本人名義の預金口座へ振り込むものとする。ただし、20日が銀行の休業日にあたる場合には、その直前の銀行営

業日に繰り上げて支給する。

- 2 役員及び評議員への謝金は都度、遅滞なく支払うものとする。

(費用)

**第7条** 常勤理事については、社会保険料及び通勤に要する交通費を負担することができる。

- 2 役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 3 役員及び評議員の出張に要する旅費(宿泊費を含む。)については、別に定める職員旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

**第8条** 当財団は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に従い、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改定)

**第9条** この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

この規程は、法人の名称変更に伴い第1条を変更し、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、法人の名称変更に伴い第1条を変更し、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)常勤理事への報酬等支給基準

定例役員報酬	月額 800,000 円を上限とする
退職慰労金	退任時の定例役員報酬月額×0.6×在職年数

(別表2)非常勤役員及び評議員への謝金支払基準

役職	支払基準	支払額
非常勤役員及び評議員	理事会または評議員会等への出席	日額 20,000 円

以上